

中国最新法律 Newsletter

Vol.17



Contents

1 人事・労務

新型コロナ政策緩和後の労働問題について



2 新法紹介

- ・不正競争防止法改正案（意見募集稿）
- ・広告における絶対的な用語に対する法執行ガイドライン（意見募集稿）
- ・工業及び情報化分野におけるデータ安全管理弁法（試行）



3 中国からの風便り

コロナ対策の方針転換



4 近時の活動

セミナー及び執筆のご紹介



新型コロナ政策緩和後の労働問題について



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 松本 亮

PROFILE



弁護士法人大江橋法律事務所
外国法事務弁護士
上海翰凌法律事務所
律師 紀群

PROFILE

国務院は、2022年11月11日、「新型コロナの疫病防止の更なる最適化措置 科学に基づく正確な防止業務の通知」¹を、同年12月7日「新型コロナの疫病防止の更なる最適化を実施することについての通知」²（以下「新十条」といいます。）を公布し、中国の新型コロナ対策は大幅に緩和されました。

その結果、上海では急激に陽性者や濃厚接触者が増加しており、企業の日常業務に支障を来すケースも出てきています。ゼロコロナからウィズコロナに舵を切ったとも評価できる新十条の下、どのように労働管理を行うべきかが、各企業にとって喫緊の課題となっています。そこで本稿では、陽性者が爆発的に増加している現状における共通の問題を整理し、法的な観点から分析を行いたいと思います。

なお本稿は、2022年12月25日時点の法律や政策を基に作成しており、今後新たな法律や通知が出された場合には変更になる可能性がある点をご留意下さい。

また地方によっては、軽症者や無症状者の出勤を認める通知を出しているところもありますので、本稿を参考にしながら、実際にはそれぞれの地方の運用をご確認いただきますようお願い致します。

Q1 従業員が陽性になったので、休暇を取ってもらうこととしますが、自宅での隔離治療期間中に給与を支払う必要がありますか。また陽性が本当かどうかをどのように確認すればよいでしょうか。

陽性者の休暇と給与の取り扱いについて、依然として「伝染病防止法」第41条³及び人力資源社会保障部の「新型コロナの疫病防止期間の労働関係問題を適切に処理するための通知」第1条⁴（以下「人社部通知」といいます。）が適用されると思われます。これらの規定によれば、企業は陽性者に対し、隔離治療期間の給与を支給する必要がありますとされています。

この点、中国はウィズコロナに方針転換したことから、集団免疫を作るため陽性者を自宅待機させる必要がないという議論も一部にはありますが、仮に陽性者であることを会社が知りながら、当該陽性者を出勤させ他の従業員に感染させた場合には、現在の新型コロナ防止策に違反しているとして会社の責任を問われる可能性もあると思いますので、自宅待機させる必要があると考えます。

隔離治療期間の給与の支給基準は地方により解釈が異なります。一般的には正常出勤時と同じ給与を支給すると解釈されていますが、北京などの一部の地方では、正常出勤時の給与のうち固定給（基本給等）に限定して支払えばよいとされ、いわゆる業績給、ボーナス、食事手当、通勤手当などの非固定給は支給しなくてよいとされています。ただし最低賃金を下回ってはなりません。

なお陽性者の隔離治療期間中の休暇を、給与の一部を支払えばよい病気休暇として取り扱ってよいかについて、明確な規定は特に設けられていませんが、上記の規定があることを踏まえると、病気休暇とは解釈されないと考えます。

¹ 关于进一步优化新冠肺炎疫情防控措施 科学精准做好防控工作的通知

² 关于进一步优化落实新冠肺炎疫情防控措施的通知

³ 《中华人民共和国传染病防治法》第四十一条规定：“对已经发生甲类传染病病例的场所或者该场所内的特定区域的人员，所在地的县级以上地方人民政府可以实施隔离措施……被隔离人员有工作单位的，所在单位不得停止支付其隔离期间的工作报酬。”

⁴ 《关于妥善处理新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控期间劳动关系问题的通知》（人社厅明电[2020]5号）第一条规定：“对新型冠状病毒感染的肺炎患者、疑似病人、密切接触者在其隔离治疗期间或医学观察期间以及因政府实施隔离措施或采取其他紧急措施导致不能提供正常劳动的企业劳动者，企业应当支付劳动者在此期间的工作报酬。”

なお在宅勤務が可能な職種において、陽性者が治療隔離期間中に在宅勤務をした場合、正常に出勤したものとみなされ、正常出勤時の給与を支給する必要があります。

従業員が陽性になり休暇を求めてきた場合、会社は従業員に対し、感染したことを示す資料の提出を求めることができます。

通常はPCR検査の結果（陽性反応）がスマホのアプリに表示されるため、その写真を実名入りでスクリーンショットしてもらい、提出を求めることが一般的です。他方抗原検査の場合には、誰かの写真を利用するケースがありますので、本人のものであることを証明するために、抗原検査のキットに、氏名及び測定日時を記載したものを写真に撮るよう求めることで事実確認が可能だと思います。

Q2 従業員が濃厚接触者になったので、自宅待機としますが、自宅待機期間中に給与を支払う必要がありますか。また本当に濃厚接触者となったのかどのように確認すればよいでしょうか。

濃厚接触者の定義については、明確な法規定は見当たっていませんが、最新の新型コロナウイルス防止方案（第九版）（2022年6月27日）の付属書類5である「濃厚接触者判定と管理ガイドライン」において、濃厚接触者の判定ルールが定められています。

これによると濃厚接触者とは、陽性者および陽性疑惑者の発症の2日前までに、または無症状陽性者の検体を採取する2日前までに、これらの者と近距離で接触し、有効な防備措置をとっていない人を指すとされています。また、これらの者との同居者、同じオフィス、会議室、教室などの同一空間において近距離で接触した人も濃厚接触者であるなどとされています。どの程度近距離なのかは具体的な規定がありませんが、濃厚接触者であるか否かを判断する際に上記ルールは一定の参考になると考えます。

新十条では、濃厚接触者を5日間の隔離を実施すると定めています（新十条の3）。濃厚接触者は陽性者ではありませんが、伝染病予防のための隔離措置であることから、陽性者同様、5日間の隔離期間中、正常出勤時と同じように給与を支給する必要があり、病気休暇や欠勤

と取り扱ってはならないと考えます。

従業員が濃厚接触者であると訴えてきた場合には、会社は、いつどこで誰と接触したのか、またその者が陽性者であることを示す証拠も合わせて要求することができます。ただし従業員自らが陽性者ではないため、証拠の正確性の確認には限界があると思います。可能な限り詳細に事実関係を確認していくしかないのではないかと思います。

Q3 陽性者と濃厚接触者をいつから職場に復帰させることができますか。

（1）陽性者の職場復帰

新十条の3の規定⁵では、自宅隔離を実施している陽性者は、隔離実施日の第6日目及び第7日目に2回連続してPCR検査を行い、PCR検査の結果のCt値が35を下回らない場合、隔離を解除するとされています。また2022年1月8日に国务院から出された「新型コロナ陽性者の自宅治療指南」⁶によれば、自ら行った抗原検査の結果が陰性であり、かつ2回連続してPCR検査のCt値が35を下回らない場合、職場復帰することができるかとされています。

したがって企業としては、隔離実施日の第6日目及び第7日目（あるいは症状が軽くなった時）に2回連続してPCR検査を実施し、また抗原検査も実施するよう要求することができ、その結果をスクリーンショットで送付してもらうことで確認ができることとなります。ただし抗原検査キットが手に入りにくい現状においては、新十条の3の規定により、PCR検査の結果を見て陰性であれば職場復帰してもらうという対応でもよいと考えます。

上海では12月23日、陽性感染者の自宅隔離解除標準の最適化を行うとして、以下のような通知を発行した。①陽性感染者が以下の2つの条件を同時に満たす場合には自宅隔離を終了し、通常の生活に戻ってもよい。i) 自宅隔離が7日間満了したこと（症状が出現した日、又はPCR、抗原検査の結果が陽性になった日から起算する）、ii) 自宅隔離の7日間が満了したときに症状が明らかに好転しているもしくは無症状であること。②仮に陽性感染者が自宅隔離7日を経過してもなお発熱等の症状がある場合には、自宅隔離を継続し、上述の条件を満たすようになってから自宅隔離を解除する。③特別な業界、特

⁵ 居家隔离期间加强健康监测，隔离第6、7天连续2次核酸检测Ct值 ≥ 35 解除隔离，病情加重的及时转定点医院治疗。具备居家隔离条件的密切接触者采取5天居家隔离，也可自愿选择集中隔离，第5天核酸检测阴性后解除隔离

⁶ 新冠病毒阳性者居家治疗指南

別な職位の人の自宅隔離解除及び職場復帰条件については当該業界を主管する部門規定に従い執行する。

すなわち上海においては、自宅隔離解除の条件として、PCR検査や抗原検査が陰性になったことは求められなくなったと評価しうる。

(2) 濃厚接触者の職場復帰

新十条の3の規定では、濃厚接触者は、第5日目にPCR検査の結果が陰性であった場合、隔離を解除するとされています。

したがって企業としては、隔離実施日の5日目にPCR検査を実施するよう要求し、その結果をスクリーンショットで送付してもらうことで確認ができることとなります。

ここで問題なのは、同居人が陽性者の場合、濃厚接触者の隔離期間をいつから算定するかということです。たとえ5日間隔離したとしても、同居人が陽性の場合には常に感染のリスクにさらされているため、その後に発症する危険性があるからです。

自宅内で部屋を分けて生活し、食事を共にとらないなどの遮断措置を施せるのであれば、その遮断措置の実施時から5日間ということによいと思いますが、遮断措置を施せないのであれば、原則として同居者が陰性になってから5日間としつつ、濃厚接触者の症状並びに日々のPCR検査及び抗原検査の陰性証明をもとに、濃厚接触者の遮断措置がなされると柔軟に判断していく必要があると思います。

ただし地方によっては軽症者や無症状者の出勤を認めているところもあることから、濃厚接触者の判断や隔離期間については、今後出されるであろう政府の通知に留意する必要があると考えます。

Q4 工場で多くの従業員が陽性になったため、1週間ほど休業にしました。休業中の給与を減額してもよいでしょうか。

労働部の「給与支払暫定規程」12条によると、従業員の原因によらず1回の給与期間以内（通常は1か月間）生産停止、経営停止する場合、会社は従業員に対する給与を全額支払わなければならない。2回目の給与期間からは、従業員が労働を提供した場合には現地の最低賃金を下回ってはならず、従業員が労働を提供しない場合には国家の関連規定に従って支払うとされています。したがって陽性者が急増したことを理由とする1週間の休業に

ついては、給与を減額することはできません。

Q5 新型コロナの後遺症が発症した場合、その治療に関する休暇と給与の取り扱いをどのようにすればよいでしょうか。

陽性者が陰性になり職場に復帰したものの、後遺症があると訴え休暇を求めてきた場合、既に陰性になっている以上、他の従業員への感染の可能性はなく、通常の病気休暇として病気休暇の法規定と内部規則に基づき取り扱えばよいと考えます。

Q6 自宅勤務が可能な職種であることから、無症状陽性者及び濃厚接触者を自宅勤務させようとしたが自宅勤務を拒否する場合、給与を支払わないことが可能でしょうか。

人社部通知の第1条によれば、無症状陽性者、濃厚接触者が、隔離治療期間中、医学観察期間中又は政府が隔離措置およびその他の緊急措置を実施する期間において、正常な労働を提供できない場合、従業員に当該期間中の給与を支給する必要があるとされています。

上記の規定によれば、無症状陽性者、濃厚接触者である従業員が当該期間中に、正常な労働を提供できない場合、すなわち在宅勤務ができるのに在宅勤務を拒否する場合、従業員に対し給与の支給を拒んだとしても、法的に支持される可能性があると考えます。ただし従業員は体調不良等を理由にすると思いますので、正常な労働を提供できないのにしないという点は慎重に判断する必要があると思います。

Q7 出勤により新型コロナに感染した場合、労災になるのでしょうか。

常に陽性者と接触する医者等が新型コロナに感染した場合、労災と認定される可能性があります。一般企業の場合は、従業員が出勤途中または勤務期間中、新型コロナに感染したとしても、もはやどこで感染したのかは明らかではないため労災と認定されないと考えます。

Q8 企業は独自の新型コロナ対策のための特別措置、臨時措置を採ってもよいでしょうか。

企業は、従業員に対し安全な勤務環境を提供する義務があるので、企業は必要に応じて、新型コロナ対策のための企業内部の管理規則（例えば在宅勤務規定の追記、勤務時間の調整、政府の新型コロナ政策違反時の処罰規

勤務時間の調整、政府の新型コロナ政策違反時の処罰規定など)を追加調整し、従業員にPCR検査、抗原検査を実施した際の報告義務、陽性者が出た場合の勤務場所

の消毒措置などの臨時措置を採ることは可能です。従業員らが安心して企業で働けるようルールを定めていくことが重要だと思われます。

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

新法紹介

一 公布済の新規法令

- 1 「不正競争防止法改正案（意見募集稿）」
- 2 「広告における絶対的な用語に対する法執行ガイドライン（意見募集稿）」
- 3 「工業及び情報化分野におけるデータ安全管理弁法（試行）」

一、公布済の新規法令

1 「不正競争防止法改正案（意見募集稿）」

国家市場管理監督総局（以下は「市場管理総局」という。）は、2022年11月22日に、自局の公式サイトにて「不正競争防止法改正案（意見募集稿）」を発表し、意見募集の締切期限を12月22日とした。今回の改正内容の主なポイントは、以下の通りである。

- (1) デジタル経済分野の不正競争行為を新たに定めたほか、ECサイトの経営者に対し、不正競争防止の管理責任（ECサイト運営サービス契約、ECサイトの取引規則において公平な競争に関する規則の追記、公平な競争の奨励）を強化する。
- (2) 具体的な混同惹起行為を追記し、混同惹起行為にかかわる商品を販売、運送、貯蔵等の行為を協力的行為として禁止する。
- (3) 具体的な虚偽宣伝行為をさらに細分化し、より詳細な虚偽宣伝行為を規定した。
- (4) 商業秘密保護に関する自己保護、行政保護、司法保護を一体化にする保護システムの設立に注力する。
- (5) ①第三者にビジネス上の中小誹謗を指示する行為、②取引の公平性を損なう行為、悪意をもって取引を行うことを不正競争行為として定め、規制する。
- (6) 新たに優越的地位を有する事業者による不合理な制限を禁止する条項を設けた。

URL：https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202211/t20221121_351812.html

（国家市場監督管理総局2022年11月22日公布）

2 「広告における絶対的な用語に対する法執行ガイドライン（意見募集稿）」

市場管理総局は2022年12月07日に「広告における絶対的な用語に対する法執行ガイドライン（意見募集稿）」（以下、「ガイドライン」という）を公布し、意見募集の締切期限を2023年1月6日とした。ガイドラインによると、絶対的な広告用語とは、中国の広告法第9条（三）号に定めた「国家レベル」、「最高級」、「一番」等の用語を指すとされている。

同局は、広告における絶対的な用語の取締りを強化し、より正確に法執行を実現するため、ガイドラインにおいて、次の内容を定め

ている。

- (1) 経営者が、経営場所及び自社のメディア媒体に社名、設立時期、経営範囲等の情報を発表していたが、これらの内容には、自社商品・サービスの販売宣伝内容がなければ広告ではなく、かかる情報に絶対的な用語があった場合、広告法ではなく、その他法令に基づいて処理する。
- (2) 広告において絶対的な用語を利用したものの、ガイドラインに定めた例外的な状況に該当する場合、広告法における絶対的な用語に関する法規定は適用されない。
- (3) 軽微な違法行為に対し処分を課さず、違法行為の関連事実、性質、状況、社会的被害の程度及び当事者の過失等の状況を踏まえ、行政処罰の裁量権を合理的に行使する。

URL：https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202212/t20221207_352090.html

（国家市場監督管理総局2022年12月07日公布）

3 「工業及び情報化分野におけるデータ安全管理弁法（試行）」

工業及び情報化部（以下、「工信部」という）は2022年12月13日に、工業及び情報化分野のデータに関する安全管理を強化するため、工業及び情報化分野におけるデータ安全管理弁法（試行）（以下、「安全管理弁法」という）を公布し、同日から施行した。安全管理弁法は、計8章42条からなり、主に次の内容を定めている。

- (1) 工業及び情報化分野のデータについて、その分類管理、データのライフサイクルにおける安全管理、安全のモニタリング、緊急時の対応、安全評価・認証の管理等の面において規制の内容を定めた。
- (2) 工業及び情報化分野のデータを一般データ、重要データ及び核心データに分類し、分類の基準を定めた。
- (3) 分類が異なるデータを同時に取扱い、かつつけて保護措置を講じることができない場合には、かかるデータについては最も重要度が高いデータの分類、保護基準に基づいて保護措置を講じる必要がある。
- (4) 重要データ又は核心データを廃棄した後、いかなる理由、方法をもって復元してはならない。

- (5) 安全管理弁法に違反した場合には、当局は、状況に応じて、責任者と面談、是正を命じ、違法所得の没収、過料、業務中止、業務停止、営業許可証の取消などの行政処罰を下すことができる。

URL

:
https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2022/art_e0f06662e37140808d43d7735e9d9fd3.html

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込 ✉ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国はこれまで厳格なゼロコロナ政策を実施してきた。2か月以上に亘る上海のロックダウンは記憶に新しいところだと思われる。しかし12月7日に発表された政府の対策緩和の通知を皮切りに、コロナに対する大きな方針転換が行われた。上海で生活をするにあたって、実際にどのような変化があったのか、現地の感覚を交えながらお伝えしたいと思う。

これまで上海ではロックダウンの後、PCR検査の小屋が市内のあらゆるところに作られ、ほぼ毎日、少なくとも3日に1回、PCR検査を受けなければ、上海で社会生活を継続することはできなかった。具体的にはPCR検査結果が、スマホの健康コードにおいて、陽性なら赤、一定期間PCR検査を受けていなければ黄、陰性であれば緑で表示され、健康コードが緑でなければ、地下鉄やバスの公共交通機関を利用できず、カフェやレストラン、ひいてはオフィスビル内にさえ入ることができなかった。またあらゆるところで場所コードと呼ばれるQRコードを読み込まされ、仮に陽性者が発見された場合には、その時間帯にその場所にいた人たちが濃厚接触者として健康コードが赤になり、隔離の対象になっていた。

しかし現在は、PCR検査を受けなくても健康コードが黄や赤になることはない。また交通機関や施設を利用する場合に、基本的に健康コードを見せる必要はなくなり、場所コードも廃止されることとなった。そのためPCR検査を受けないという人たちも増加してきている。

さらに通常のPCR検査は10人まとめて行われる混管という方法であるため、一緒に受けた見ず知らずの人の中に陽

性がいれば再検査と表示される。仮に再検査となった場合には1人ずつの単管という方法でPCR検査を行うこととなる。しかし最近はこの検査結果が出るのがとても遅く、場合によっては2日以上結果が出ない。そのため自分が再検査をする必要があるのかどうかすらわからない状況が続くこととなる。

このような状態であるため、既に正確な感染者数の把握は難しく、公表されている数字は参考にならない。これまで集団免疫のなかった中国で一気に感染者数が増加している状況であるが、中国政府もそれを抑制しようとしていないように思われ、オミクロン株はそれほど重症化しないとの専門家の意見や、万が一陽性になった場合に備える方法など、これまでと明らかに発表の内容が変わってきている。

政府によると90%以上がコロナの陽性者になるだろうと予想されているものの、多くの中国人はコロナに対する恐怖に怯えており、残りの10%に入りたいと願っている。そのため既にコロナが蔓延している北京などでは、隔離もされていないのに誰も外出しないという現象が生じている。上海も今後爆発的に陽性者が増加すると思われる。今後到来するであろう感染のピークに備えて、できるだけ感染しないよう、感染しても乗り切れるよう、十分に体力をつけて薬や食料を準備しておきたい。

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

セミナー及び執筆のご紹介

1 近時行われたセミナー

テーマ：中国データ関連三法に関する最新動向と今後の展望
ーデータの越境移転を中心にー

日時：2022年10月17日

講演者：松本 亮

主催：株式会社インターネットイニシアティブ

テーマ：中国事業のコンプライアンス・プログラム
～近時の事業環境変化に伴う課題と対応～

日時：2022年10月20日

講演者：松井 衡

主催：株式会社FRONTEO

テーマ：中国における債権保全・債権回収

日時：2022年10月26日

講演者：松本 亮

主催：利墨（上海）商務情報諮詢有限公司
（リスクモンスターチャイナ）

テーマ：中国データ規制～動き始めた中国のデータ越境規制と
その対応～【ビジネスパーソンのための法律入門】

日時：2022年11月10日（収録）

講演者：竹田 昌史

主催：Business & Law 合同会社

URL：<https://businessandlaw.jp/seminar/k171305826/>

テーマ：ライフサイエンスプラクティス セミナー第9回：
～中国ライフサイエンス～中国薬事改正アップデートと
中国の化粧品効能表示・誇大広告規制について

日時：2022年12月9日（アーカイブ配信申込受付中）

講演者：高槻 史

主催：弁護士法人大江橋法律事務所

URL：<https://www.ohebashi.com/jp/seminar/year/2022/20221212seminar.php>

テーマ：日本の倒産制度の概要

日時：2022年11月18日13時～15時（中国時間）

講演者：松本 亮

主催：上海市律師協会（中国律師向け）

テーマ：日本と異なる中国における「契約」の特徴

日時：2022年12月1日15時～16時30分（中国時間）

講演者：松本 亮

主催：PERSOLKELLY Consulting

テーマ：対中貿易における経済安全保障について

日時：2022年12月2日（金）15時～17時（日本時間）

講演者：藤本 豪

主催：一般社団法人日中経済貿易センター

2 執筆情報

テーマ：中国独占禁止法改正の概要について

著者：松本 亮

掲載誌：JCC Monthly 2022.11月号No.265

（一般社団法人日中経済貿易センター機関誌）

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。